

東京 2020 大会開催時における都庁発注工事の調整に関する取組方針 (2019.10 版)

1. 概要

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、大会関係者や観客等の移動により交通量の増加が見込まれます。何も交通対策を講じなければ、道路・鉄道ともに深刻な混雑が発生し、大会運営に支障をきたすだけでなく、市民生活や経済活動にも影響が生じることが想定されるため、交通混雑緩和に向けた取組を進めています。

そこで、本年4月に都庁として取り組む内容を「都庁 2020 アクションプラン」として取りまとめ、その取組の一環で「東京 2020 大会開催時における都庁発注工事の調整に関する取組方針」（以下、「取組方針」という）を策定しました。

取組方針策定後、今夏の都庁における工事調整の試行や、「会場周辺交通対策（2019.10）」の取りまとめなどの大会輸送計画の進捗状況、業界団体からの意見等も踏まえ、都庁各局横断の会議で具体策を検討し、このたび、「東京 2020 大会開催時における都庁発注工事の調整に関する取組方針（2019.10 版）」（以下、「取組方針（2019.10 版）」という）を取りまとめました。

今後は、都庁各局で取組方針（2019.10 版）に沿って、大会時の工事の調整を進めていきます。また、都庁だけではなく、工事の発注主体となる公共・民間事業者や建設業界団体等に対して、取組方針（2019.10 版）に沿って、広く工事調整の協力を依頼していきます。

2. 都庁発注工事の調整の目的

大会期間中の交通混雑緩和に向け、主に関係者輸送ルート（ORN・PRN）や競技会場周辺等において、路上工事による道路の車線規制に伴うボトルネックを回避するとともに、広く都内全域で、工事により発生する工事関係車両の削減を図ることにより、大会時の円滑な輸送の実現と市民生活や経済活動の両立を図ることとしています。

3. 工事調整の手法

以下の手法により、都庁発注工事の調整を行います。

(A) 工事発注時期の調整

- ・ 工事発注の前倒しや後倒しにより、大会期間中に工事を実施しない

(B) 工事の一時休止

- ・ 大会期間中に工期が重なる工事について、期間中は工事を休止する

(C) 工事車両の出入り調整

大会期間中に実施する工事について、以下の取組を実施します。

- ・ 車両の出入り時間を早朝・夜間等へ振り替えるほか、朝夕ピーク時間を避ける、競技会場周辺は競技前 3 時間から競技後 1～2 時間※を避ける（※ オリンピックスタジアム（新国立競技場）、東京スタジアムは競技後 2 時間まで）
- ・ 資材等の搬入を大会前に前倒しし、期間中の搬入回数を削減
- ・ 廃材等を集約し、期間中の搬出回数を削減
- ・ 工事関係者の通勤を車から公共交通へ変更 等

(D) 工事を夜間に実施・振替

- ・ 大会期間中は、昼間に実施する工事を夜間に振り替える
※ 競技会場周辺では競技日程を考慮するほか、地先状況等も勘案したうえで実施を検討します。

(E) 混雑回避

- ・ 工事車両の移動の際に首都高速道路や大会関係地域①（関係者輸送ルート（ORN・PRN）、競技会場周辺）等を避ける 等

4. 対象期間


本年 4 月公表の取組方針では、路上工事の調整は 7 月 23 日から、路上工事以外の施設工事等では 7 月 27 日からを対象期間としていましたが、オリンピック開会式前において、一部競技の実施、練習会場との往復、諸行事の開催などにより交通量の増が見込まれるため、開会式に先立ち、7 月 20 日から工事の調整を行うこととしました。

また、オリンピックの選手、関係者の出国は閉会式翌日がピークであり、迅速に輸送する必要があることから、定時性が求められる閉会式翌日の 8 月 10 日も対象期間としています。


パラリンピック期間については、4 月公表の取組方針では、開会式前日の 8 月 24 日から、閉会式翌日の 9 月 7 日も対象期間に含めていましたが、今回の取組方針（2019.10）では、パラリンピック期間中の 8 月 25 日から 9 月 6 日ま

でに変更しています。

- (1) 日中の路上工事を避け、車両数を削減する期間：

 2020年7月20日～8月10日、8月25日～9月6日の計35日間

- (2) 路上工事以外の施設工事等で車両数を削減する期間

 2020年7月20日～7月24日、7月27日～7月31日、8月3日～8月7日、8月10日、8月25日から8月28日、8月31日～9月4日の計25日間

<2020年カレンダー>

日	月	火	水	木	金	土
7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24 オリ開会式	7/25
7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1
8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8
8/9 オリ閉会式	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15
8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22
8/23	8/24	8/25 パラ開会式	8/26	8/27	8/28	8/29
8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5
9/6 パラ閉会式	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12

5. 対象工事

都庁各局発注工事（各局事業に伴う委託工事等も含む）が対象です。

なお、緊急対応工事や沿道建物へのライフライン供給工事、路面清掃等は工事調整の対象外です。

6. 対象地域と取組

- (1) 対象地域

本年4月公表の取組方針から工事調整の取組が必要なエリアを見直し、工事調整の取組をきめ細かく設定しています。

<主な変更内容>

- ・ 大会関係地域を、大会関係地域①（関係者輸送ルート（ORN・PRN）、観客輸送ルート、競技会場周辺（通行規制道路、迂回道路、迂回道路内）と大会関係地域②（重点取組地区 16 地区）に分割し、大会関係地域①では、夜間工事についても競技日程・時間を踏まえた施工時間調整に変更
- ・ 区部（会場・ORN 等がある区内）を環状 7 号線内側と外側に分割し、取組内容を変更
- ・ 多摩地域は、発注時期の調整等を行わず、混雑回避の取組に変更

（２）都庁発注工事の分類

都庁発注工事を以下の通り分類しています。

① 路上工事〔道路工事（都道等）〕

都道や国道（都管理）上で実施する道路補修工事や道路改良工事等

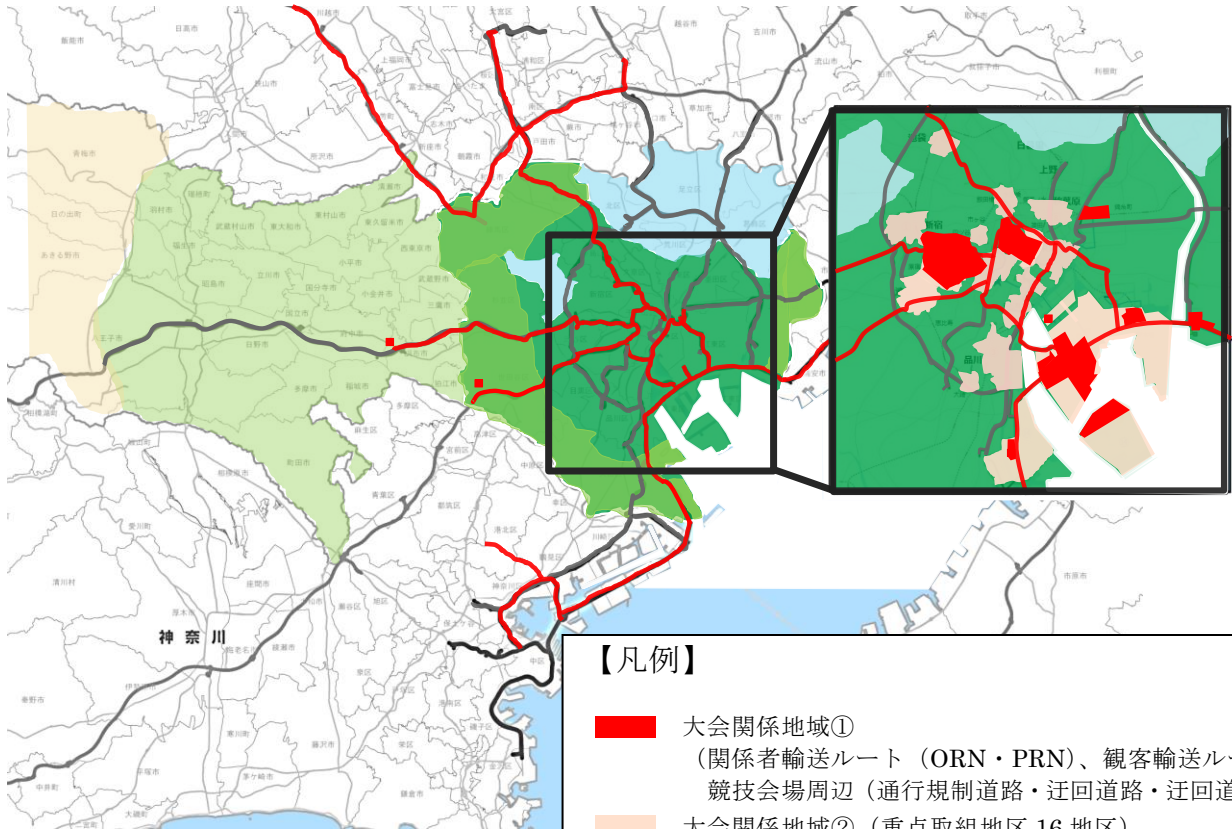
② 路上工事〔企業者路上工事〕

道路上で実施する、水道や下水道の補修や更新・新設等に関する工事等

③ 公共工事（路上工事以外の施設工事等）

敷地内等で施工する土木・建築・設備等の施設工事や、道路の車線規制を伴わないシールド工事や道路新設工事等

<対象地域における工事調整の取組>



【凡例】

- 大会関係地域①
(関係者輸送ルート (ORN・PRN)、観客輸送ルート、
競技会場周辺 (通行規制道路・迂回道路・迂回道路内))
- 大会関係地域② (重点取組地区 16 地区)
- 区部 (会場・ORN 等がある区内/環 7 内側)
- 区部 (会場・ORN 等がある区内/環 7 外側)
- 区部 (会場・ORN 等がない区内)
- 多摩地域 (圏央道内側)
- 多摩地域 (圏央道外側)

※ 関係者輸送ルート (ORN・PRN)、観客輸送ルート、競技会場
周辺、重点取組地区 16 地区の詳細は「2020TDM 推進プロジェク
ト」HP を参照
⇒<https://2020tdm.tokyo>

		多摩 地域 (圏央道外)	多摩 地域 (圏央道内)	区部 (会場/ORN 等がない区 内)	区部 (会場・ORN等 がある区内/ 環 7 外側)	区部 (会場・ORN等 がある区内/ 環 7 内側)	大会関係地域② ・重点取組16地区 (大会関係地域① を除く)	大会関係地域① ・ORN/PRN ・観客輸送ルート ・競技会場周辺 (通行規制道路・迂回 道路、迂回道路内)
路上工事	道路工事 (都道等)	E 混雑回避 25 日間			① 日中の路上工事を避け、車両数を削減 (35日間)			
	企業者 路上工事 (水道・ 下水道等)				A 発注時期調整 C 工事車両 出入り調整 D 夜間振替 E 混雑回避	A 発注時期調整 B 一時休止 C 工事車両 出入り調整 D 夜間振替 E 混雑回避	A 発注時期調整 B 一時休止 D 夜間振替	A 発注時期調整 B 一時休止 D 夜間振替※
	公共工事 (路上工事以外の 施設工事等)				② 車両数を削減 (25日間)			

7. 都庁発注工事の調整に関する基本的な考え方

(1) 工事発注の考え方

- ・ その年に必要な工事を着実に実施することを前提に、大会時の交通混雑緩和に向けて、都庁発注工事を調整します。
- ・ 工事の平準化に努め、発注時期を適切に調整します。
なお、2020年度の工事は、年度当初の4月に年間発注計画を公表する予定です。
- ・ 交通への影響を抑えるために、発注方法を工夫します。

【取組例】

- ・ 大会期間が準備期間、工場製作期間となるような発注
- ・ 大会関係地域とその他エリアを組み合わせる発注
- ・ 単価契約等の小規模工事は、期間中は大会関係地域以外で施工 等

(2) 具体の工事調整の取組の検討

- ・ 既に発注済の工事で、対象期間中に工期が重なる工事については、発注者と受注者で早期に協議を開始し、大会輸送影響度マップや競技スケジュール等を踏まえ、施工計画を変更します。
- ・ 今後発注する工事では、発注時に工事調整の取組を特記仕様書で明示し、工事契約後に発注者と受注者との協議の上、車両削減等に向けた具体的な取組内容を決定し、施工計画に反映します。

【取組例】

(A) 工事発注時期の調整

- ・ 発注の前倒し・後倒し

(B) 工事の一時休止

- ・ 現場休工期日・夏季休暇期間を大会期間中へ変更 等

(C) 工事車両出入り調整

- ・ 車両の出入り時間の早朝・夜間等への振替
- ・ 資材等の搬入を大会前に前倒しし、期間中の搬入回数を削減
- ・ 廃材等を集約し、期間中の搬出回数を削減
- ・ 工事関係者の通勤を車から公共交通へ変更 等

(D) 工事を夜間に振替

- ・地先状況等も勘案したうえで実施を検討
- ※ 競技会場周辺では、競技日程・時間も考慮して施工時間を調整

(E) 混雑回避

- ・工事車両の移動の際に、首都高速道路や関係者輸送ルート（ORN・PRN）、競技会場周辺等を避ける

(3) 工事調整に係る経費・工期設定

- ・大会に起因した工事調整に係る経費・工期は適切に見積もります。
- ・必要な経費の積算・工期の設定は、原則、既存の積算基準や設計変更ガイドライン等に基づき対応します。
- ・既に発注済の工事で、対象期間に工期が重なる工事については、契約約款に基づき、工事調整に係る経費・工期は設計変更で適切に対応します。
- ・今後発注する工事では、発注時に工事調整の取組を特記仕様書で明示し、工期等を適正に設定するとともに、必要な経費は基準等に基づき適切に積算します。工事契約後に発注者と受注者で協議の上、車両削減等に向けた具体的な取組内容を決定し、発注時から条件が変更となった内容等については、設計変更等で適切に対応します。

【必要な経費例】

- ・一時休止等に伴う保安措置などの現場管理費
- ・工事の夜間への振替に伴う労務費などの変更
- ・発生土処分先の変更に伴う運搬費・処分費の変更

(4) 交通誘導員の確保に向けた調整

交通誘導員の不足に伴い、大会中の工事に係る交通誘導員の確保が困難な場合は、同一現場に複数の警備業者の交通誘導員を配置できるよう施工計画を検討します。

【同一現場に複数の警備会社の交通誘導員を配置できる例】

- ※ 具体的な事例は、現場の状況によって異なります。
- ・建物の入口と出口で車両動線が分かれている場合など、担当エリアが分かれており、責任の所在が明確な場合
- ・同一作業帯内に配置する誘導員を日や週ごと等で警備業者を分ける場合

(5) その他

- ・ お盆期間を含むオリンピックからパラリンピックへの移行期間である8月11日から24日までの期間は、大会に係る工事調整の対象期間外とします。
- ・ なお、関係者輸送ルート（ORN・PRN）や競技スケジュール、練習会場等の更新に伴い、取組方針（2019.10版）等に変更が生じる場合があります。
- ・ この基本的な考え方は、都庁発注工事の調整の原則を示したもので、都庁各局工事の実態に応じて運用するものとしています。

8. その他の工事調整等に係る取組

大会時の交通混雑緩和に向けた工事調整を進めるために、都庁として以下の取組を進めていきます。

(1) 建設発生土の受入調整

海の森水上競技場に近接し、関係者輸送ルート（ORN・PRN）等と、施設への搬出入ルートが重複している建設発生土受入施設で、混雑緩和のために以下の通り、受入を調整します。

① 対象施設

建設発生土再利用センター、中防内側受入基地、新海面処分場

② 受入調整を行う期間

2020年7月20日～8月10日、8月25日～9月6日

③ 対象工事

都庁発注工事のほか、上記施設で受入等を行っている他の発注主体の工事も同様の扱いとします。

④ 受入調整の概要

施設名	昼間の受入	夜間の受入	休業期間の対応
建設発生土再利用センター	受入・搬出中止 ※1	調整なし (受入時間： 22:00～5:00) ※3	工事の需要によって、夏季休業期間（8/13～8/16又は8/17まで）の稼働を検討 ※4
中防内側受入基地	受入中止	調整なし (受入時間： 22:00～6:00) ※3	
新海面処分場	原則受入中止 ※2	調整なし (受入なし)	

※1：(株)建設資源広域利用センター（UCR 受入地）や民間事業者で代替受入

・主な UCR 受入地の所在地：青梅・八王子、埼玉県草加・三郷 等

・UCR 受入地の受入時間：昼間（標準：8:30～16:30）

夜間（受入地ごとに異なる）

※2：期間中の受入が必要な工事は個別調整を実施

※3：施設周辺の関係者輸送ルート・夜間競技の時間等を避けて車両の搬入・搬出を調整

※4：日祝は通常通り休業

（2）交通対策の検討に関する情報提供等

工事調整の具体の取組を検討できるよう、大会輸送や交通対策等に関する情報を広く提供していきます。また、情報に変更等が生じた場合は、早期に情報提供していきます。

<主な内容>

・関係者輸送ルート（ORN・PRN）

・観客輸送ルート

・重点取組地区 16 地区

・会場周辺交通対策（2019.10）取りまとめ【2019年10月】

・輸送運営計画 V2 取りまとめ【2019年12月】

※輸送運営計画 V2 案は 2019 年 6 月に公表済

・大会輸送影響度マップ【適宜更新】

・企業のアクションプラン作成に向けた支援

（コンサルタントによる無料相談、TDM ハンドブックの活用など）

※ 大会輸送や交通対策等に関する情報は、「2020TDM 推進プロジェクト」ホームページで公表しています。⇒<https://2020tdm.tokyo>

（3）工事発注者や受注者団体への協力依頼

都内では都庁発注工事以外にも、様々な主体によって工事が実施されています。そのため、都庁の政策連携団体等へ工事の調整を依頼するほか、工事を発注する公共事業者や民間事業者、並びに業界団体を通じて工事の受注者

に対しても、広く工事調整への協力を依頼していきます。

<工事発注者>

① 公共事業者（国・自治体等）

都の取組方針に沿った工事調整の取組を依頼していきます。

② 民間事業者

- ・ 都の取組方針を準用し、区部、特に大会関係地域において、大会期間を外した工期設定・発注を依頼するほか、受注者と協力して具体的な工事車両削減に向けた取組を検討していただくよう依頼していきます。

<工事受注者>

① 建設業界団体

- ・ 大会期間中に実施する工事では、混雑箇所・時間を回避した工事関係車両の移動、資材等の搬入前倒しや廃材等の搬出回数の削減、現場への通勤手段の変更等を依頼していきます。

(4) 路上工事（道路占用工事等）の抑制

広く事業者へ工事調整への取組の協力を依頼していきますが、特に関係者輸送ルート（ORN・PRN）や競技会場周辺の道路では、路上工事に伴う車線規制による混雑を回避する必要があるため、道路占用工事の事業者等に対して、路上工事の抑制の協力を依頼していきます。

① 対象路線

大会関係地域①の都道（車道・歩道）

- ・ 関係者輸送ルート（ORN・PRN）
- ・ 観客輸送ルート
- ・ 競技会場周辺（通行規制道路、迂回道路、迂回道路内）

※港湾局所管道路も含まれます

※国道・区市道においても同様の扱いを依頼していきます。

② 対象期間

- ・ 昼間：全競技会場共通

7月20日～8月10日、8月25日～9月6日

- ・ 夜間：競技日程・時間によって夜間施工時間を調整

③ 対象工事

都の工事のほか公共・民間すべての路上工事（道路占用工事等）が対象

※ 緊急工事や沿道建物へのライフライン供給工事、路面清掃等は除きます。

④ その他

- ・ 路上作業（道路使用）も同様の扱いとなるよう関係機関と調整します。
- ・ 道路占用等の工事に係る手続き（窓口業務）は、対象期間中も実施します。